

これまでの審議等を踏まえた主な論点 (法人課税、国際課税、消費税、その他)

[法人課税]

一 改革の視点

- ・ 経済のグローバル化等経済社会の構造変化に対応して、税率の大幅な引下げを含む広範な改革が行われてきた
- ・ 会社法制等の見直しが行われる中で、インフラ整備として企業組織再編税制や連結納税制度が導入され、役員給与の損金算入のあり方が見直される等着実な対応が図られた
- ・ 税負担の公平性等の観点から法人事業税の外形標準課税が導入された
- ・ 経済社会の活性化等の観点から、政策税制の集中重点化が行われてきた
- ・ 法人課税については、今後とも、財源や税体系における基幹的な役割や経済社会の活性化の観点を踏まえつつ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制とすることを基本として対応していくべき
- ・ 剰余金の分配を目的としない法人形態や、組合形態、信託形態等多様な形態による事業活動が活発化しつつある中で、事業形態の選択に中立的な税制を構築することが求められている

一 検討課題

○ 税率

- ・ 国際競争力の観点から税率を引き下げるべきとの意見もあったが、法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況ではなく、また、国際競争力維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当
- ・ アジア諸国との競争という観点から税率を引き下げるべきとの意見もあったが、これら諸国では、人件費、地代、社会資本等が大きく異なっていることを十分に踏まえる必要がある
- ・ 地方法人課税について、諸外国と比較すれば税率が高いとの意見もあったが、地方団体の役割・歳出構造等を無視して諸外国と単純に税率を比較することは不适当であり、また、法人が地方の行政サービスから受益していることを考えれば、現状の負担は妥当

○ 租税特別措置・非課税等特別措置

- ・ 引き続き、既存の措置の整理合理化を大胆に進めるべき
- ・ 真に有効な措置を集中・重点的に講ずる必要
- ・ 法人事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から撤廃すべき

○ 減価償却制度

- ・ 減価償却制度は、期間損益を適正に計算する観点から償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用配分するもの
- ・ 償却可能限度額について、国際的整合性の観点から、耐用年数経過後も使用している場合には備忘価額に達するまで償却を認めるべき
- ・ 法定耐用年数や簡素・柔軟性について検討すべき
- ・ 現行の法定耐用年数は実際の使用年数より大幅に短いことをどう考えるか
- ・ 減価償却制度については、全ての業種に関係し、課税所得の額に大きく影響することから、償却資産の使用実態や諸外国の状況について広範かつ十分な調査を行う必要
- ・ 生産設備の新陳代謝を促進する観点や財政への影響に配慮することが必要
- ・ 減価償却制度の見直しは、抜本改革の中で総合的に行う必要

○ 多様な事業形態への対応

- ・ 法人課税の範囲や課税方式について、税制が事業形態の選択に歪みをもたらすことがないように、引き続き適正な課税関係の構築に努めるべき

○ 公益法人制度改革への対応

- ・ 昨年6月の「基本的考え方」を踏まえ、新制度施行（20年度中）までに税制上の措置
- ・ 公益法人制度改革の適切な制度設計が税制上の措置の不可欠の前提であり、政令・府省令等の具体的内容や国・地方における運用体制の整備状況等を見極めつつ、税制の具体化に向けた検討を深めていくことが適当
- ・ 寄附金税制については、寄附文化の醸成を図るとの観点に立って適正な規律の下で公益的な寄附金の充実を図る等、総合的な見直しが行われるべき。また、地方税においても寄附金控除の充実が図られるよう見直していくべき

○ 地方法人課税

- ・ 外形標準課税は、税負担の公平性の確保のみならず、応益課税としての性格の明確化、基幹税としての税収の安定化等、重要な意義を有しており、今後、充実に努めていくことが必要
- ・ 外形標準課税に関し、租税回避防止の観点から減資の状況について今後注視すべき
- ・ 法人事業税については、応益課税としての性格から、欠損金の繰越控除を廃止すべき

[国際課税]

ー 改革の視点

- ・ 国際的な経済活動の複雑化・多様化や、各国税制が企業活動によりストレートかつダイナミックに影響する状況を踏まえ、国際的な経済交流の促進や、これを通じ

たわが国経済の活性化の観点も重視しつつ、わが国の課税権確保のあり方を検討することが必要

- ・ 国内法に定める国際課税については、経済活動の実態の変化への対応、税の公平性・中立性の確保、租税回避行為の防止、及び、確実な執行の確保・手続の整備に向け、見直しを進めていく
- ・ 経済交流を促進するための基礎的なインフラである租税条約については、そのネットワークを拡充していく

一 検討課題

- ・ わが国の課税権の範囲について、外国法人・非居住者がわが国における活動から得た所得に対する適切な課税を確保し、また、クロスボーダーの組織再編への適切な対応を図る等、見直しを進める
- ・ 外国税額控除制度について、わが国企業の国際競争力を確保し、わが国経済の発展への貢献を促す観点も踏まえつつ、同制度を利用した租税回避行為へ適切に対応する
- ・ 外国子会社合算税制、過少資本税制及び移転価格税制について、グローバルな経済環境の中での企業の活動実態を踏まえ、適切に対応する

[消費税]

一 改革の視点

- ・ 消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要
- ・ 消費税は、所得に対していわゆる逆進性を有しているとの指摘。他方で、消費税は、消費に対して比例的に全ての国民に負担を求めるという点において平等な税、また、ライフサイクルを通じて大きく偏ることなく負担を求めることができる税
- ・ 消費税には、少子・高齢化により勤労世代が減少していく中で、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対して中立的との特徴
- ・ 消費税の位置付けについては、経済社会の構造変化、経済への影響、社会保障との関係、深刻な財政事情等を踏まえ、その特性を念頭において国民的な議論を行っていく必要

一 検討課題

○ 税率構造

- ・ 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題
- ・ 税率引上げについて国民の理解を得るためには軽減税率の導入が必要

- ・ 軽減税率については、公平かつ合理的な線引きの困難さ、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担等の観点からの問題点
- ・ 軽減税率の問題点を考えると、単一税率が望ましい
- ・ 仮に軽減税率を採用した場合には、一定の税収を確保するために、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意が必要
- ・ 低所得者層に対する配慮については、税制全体、さらには歳出面を含めた財政全体の中で検討する必要

○ 消費税制度の透明性・信頼性を高めるための取組

- ・ 「インボイス方式」を導入した場合には、売上と仕入に係る消費税額が的確に把握され、より適正な税額計算が可能となり、制度の信頼性の向上に役立つ
- ・ 仕入税額控除は現行の請求書等保存方式でも適切に行われており、「インボイス方式」は不要
- ・ 事業者免税点を1,000万円まで引き下げた結果免税事業者数がほぼ半減したことや、「インボイス方式」が定着している欧州諸国の実態等を踏まえ、「インボイス方式」の導入について検討
- ・ 事業者免税点制度の下で、設立後2年間は免税事業者となる制度を悪用した税逃れや、仕入税額控除の計算方法を悪用した租税回避の事例が指摘
- ・ 消費税の中小特例措置等については、消費税制度の透明性・信頼性を高めていくという観点から、適用状況等を踏まえつつ、引き続き必要な見直し

○ 使途

- ・ 消費税は、わが国財政全体にとって重要な役割を果たすべき税
- ・ 社会保障給付は、高齢化の進展に伴い引き続き伸びていくと見込まれる。社会保障のための安定的な財源の確保は、財政全体にとっての大きな課題
- ・ 社会保障給付に係る公費負担の財源については、社会保障制度が国民全体で互いに支え合う仕組みであること、世代間の公平、経済活力等の観点から、その負担が勤労世代に集中せず、国民全体が広く公平に負担することが適当との議論や、社会保障制度の持続可能性を確保する観点から、経済動向等に左右されにくい安定的な財源であるべきとの議論
- ・ 社会保障の歳入と歳出のリンクがきちんとなされ、無駄な歳出を削ることを前提として、社会保障目的税化の意味がある
- ・ 消費税は基幹税であり、厳格な意味での目的税とすることは問題
- ・ 社会保障のための安定的な財源の確保が求められる中で、消費税の持つ特性を踏まえ、消費税を社会保障の財源に充てることについて検討

○ 地方消費税

- ・ 地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税については、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着しており、今後の更なる少子・高齢化の進展に対応するためにも、消費税とともに充実を目指すことが必要
- ・ 今後の社会保障財源の安定的確保を議論する際には、社会保障に係る地方の役割の重要性に十分留意する必要

[酒税・たばこ税]

- ・ 酒類及びたばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、他の物品より高い税負担
- ・ 今後とも、その生産・消費の動向や財政状況等を踏まえ、適正な税負担水準を確保していく必要
- ・ 酒税については、酒類の生産・消費の態様の変化を踏まえ、税制の中立性・公平性を確保する観点から、負担のあり方について検討
- ・ たばこ税については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政状況等を総合的に勘案し、負担のあり方について検討

[エネルギー関係諸税等]

- ・ 道路特定財源を含むエネルギー関係諸税等については、消費抑制を通じた資源節約、社会的コスト、諸外国との税負担水準の比較といった観点や地球温暖化対策が求められている中で税負担水準の引下げには問題が多いこと、さらには国・地方を通じた極めて厳しい財政事情等を考慮すると、現行の税負担水準を引き下げることとは適当でない
- ・ 道路特定財源については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)における基本方針にもあるように、現行の税率水準を維持し、一般財源化を前提にそのあり方の見直しを行う必要
- ・ 道路特定財源の見直しに当たっては、依然として大きい地方の道路需要と、その財源に占める道路特定財源の比率が低い現状を踏まえた検討が必要
- ・ 公共交通網の整備が不十分な地域においては自動車が生活必需品であることから、道路特定財源の見直しに当たっては、こうした地方の納税者の理解を得ることが必要
- ・ 現行の自動車関係諸税については、税目が多く複雑との指摘があり、その税体系のあり方については、今後、検討

[地球温暖化問題への対応]

- ・ 地球温暖化問題については、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）で掲げられた対策の着実な実施が重要
- ・ いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策の中での位置付け、効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国の取組、既存エネルギー関係諸税との関係等を踏まえ、総合的に検討